

令和5年5月24日開会

令和5年5月24日閉会

第772回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 7 2 回湯川村農業委員会会議録

第 7 7 2 回湯川村農業委員会定例総会を令和 5 年 5 月 2 4 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（8 人）・出席推進委員（5 人）

1 番	鈴木光雄	2 番	小沼幸子
3 番	齋藤真助	4 番	星正大
5 番	鴻巣重人	6 番	佐藤敬一
7 番	兼子房男	8 番	津村榮喜
9 番	渡部正美	11 番	佐藤孝志
12 番	山口栄子	14 番	中島和裕
15 番	大場忠重		

2. 欠席農業委員（0 人）・欠席推進委員（2 人）

10 番	兼子力	13 番	武藤喜久子
------	-----	------	-------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員	大場祐一	石田弘恵
-------	------	------

4. 本日の会議の案件

- 議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第 10 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。管内の田植えの状況ですが、終了に近づいております。大規模農家につきましては、今月いっぱいかかるようです。天候については、寒暖の差が大きいですので体調には十分留意してください。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、欠席の報告は受けておりません。農地利用最適化推進委員からは、10 番委員、13 番委員から欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 8 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第 772 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思っております。

議 長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議

透。汚水は簡易仮設トイレを使用し汲み取りするため農業用排水に支障を及ぼす恐れがないと考えます。申請地は、西側、北側は農道に隣接しており、南側は土地所有者の農地であり今作は休耕地とするため影響はないと考えます。東にのみ農地があるが、東側には、駐車場用地および休憩所等（高さ2.6m）を設置するのみで付近に及ぼす恐れはないと考えます。また隣接する農地の土地所有者及び耕作者に同意を得ており問題ないと考えます。また本案件は、一時転用でありますので、工事完了後、実施した造成工事の逆工程で作業を実施し、農地として影響が出ないよう原形復旧する。また土地の返還にあたっては、地権者と現地立会いのうえ復元状態を確認して了解を得るため問題ないと考えます。

8ページに土地利用計画図を載せてございます。水色の部分が申請地であります。新ナンバー92の部分が新設する送電線用鉄塔用地として、この部分については、法律で農地転用許可が不要となっております。許可不要の部分の面積については■■■■㎡であります。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、原則許可できない1種農地でございますが、例外事業の一時転用事業に該当しております。面積につきましては土砂置き場や休憩所等の工事用地として必要最小限であり、基準に合致しております。続いて一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましてはございませんでした。次に資金についてでございますが、自己資金でまかなうとのことで、銀行からの残高証明により確認をいたしております。転用による周辺農地への影響についてですが、現地調査を実施し特に影響はないとの事です。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われまます。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して現地調査実施委員からの報告をお願いします。9番委員

9番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。（報告内容は割愛）

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、推進委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

14番委員 現地調査の6番に記載ありますが、農地として影響がでないように復元するとありますが、私も農地を貸して復元してもらった事がありますが、耕作者の方からクレームがないようお願いしたいと思います。

事務局 土地の返還にあたっては、地権者と現地立会いのうえ復元状態を確認して了承を得るとなっておりますが、耕作者の方にも立ち会って頂き現地確認するように■■■■にお話しておきます。

7番委員 鉄塔の新設用地の取り扱いはどうなるのでしょうか。

事務局 農地法上、電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供する場合は、転用許可

議長 これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

議長 これより、議案第9号整理番号1番の農用地利用集積計画の決定についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第9号整理番号1番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第5号農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 これより、議案第5号整理番号1番の農用地利用集積計画の決定についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第5号整理番号1番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第5号整理番号1番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 11番委員の入室を許可します。

議長 これより議案第9号整理番号2番に対する質疑に入ります。

議長 質疑ございませんか。

議長 質疑なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか

9番委員 議案第9号整理番号2番の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、決定したいと思います。

議長 これより、議案第9号整理番号2番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第9号整理番号2番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第9号整理番号2番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第10号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

- 事務局 今年4月1日施行の改正農業委員会法により、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成が義務化されたとともに、記載すべき事項が変更されたことに伴います一部改正でございます。農業委員会法の改正内容について説明をいたします。
- 16ページから20ページにつきましては、改訂版の全文を載せてございます。21ページから25ページに新旧対照表を載せておりますので、そちらで説明をいたします。赤で記載されているのが今回改正する部分であります。また農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うとなっておりますので、あわせて見直しをおこなっております。変更内容について読み上げて説明した。
- 議長 これより議案第10号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてに対する質疑に入ります。
- 質疑ございませんか。
- 2番委員 19ページの④番について、確知出来ない農地について現況どのようになっていますか。
- 事務局 現時点では、農地所有者が不明の農地についてはありませんが、事務局で法務局から登記の全部事項証明書をとって探索して文書で送って連絡が取れている状況ではありますが、将来的には、相続放棄等により確知出来ない農地が出て来ると想定していますので公示手続きを経て農地中間管理機構を活用して農地の有効利用をしていく必要があると考えます。
- 2番委員 ありがとうございます。
- 14番委員 評価方法については、具体的にどのような方法で行うのですか。
- 事務局 評価方法については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとするとなっており、国から示されておりますのでそれに即して点数により達成状況の標語を記載する形式です。来月に協議決定し公表することになります。
- 12番委員 関連してですか、評価方法について自己評価も入るか。
- 事務局 農業委員会としての評価と委員の評価がありまして、委員個々の評価についての活動日数等詳細までは公表にはなりません。なお委員の個々の評価についても来月委員それぞれにお配りいたしますが、個々の評価様式に自己の点検・評価欄がございます。公表されるのは農業委員会の評価のみでありまして、達成した委員が何名の欄はあります。国から、点数による標語が決められていますので、それに沿って個人の評価も決まっています。
- 7番委員 23ページの担い手の育成・確保の表の総農家数についてですが、センサスでは80農家が減っているわけですが、指針の3年後及び目標の総農家数が同数となっているが良いのでしょうか。
- 事務局 2020の農林業センサスの数字を記入することになっており、それに即して作成しております。
- 議長 他になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
- (異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。

議 長 これより議案第 10 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 10 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてを採決いたします。

議 長 議案第 10 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 772 回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 8 号 原案のとおり承認

議案第 9 号 原案のとおり決定

議案第 10 号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和 5 年 5 月 24 日午前 10 時 8 分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 5 年 6 月 19 日

湯川村農業委員会

会 長

5 番 委 員

6 番 委 員